

宇多津町産業資料館（うたづ海ホテル）内における飲食店運営事業者募集要項

1. 目的

この要項は、宇多津町産業資料館（うたづ海ホテル）（以下「うたづ海ホテル」という。）内において、公園施設利用者の利便性の向上及び交流人口の拡大を図ることを目的に、飲食店の運営事業者（以下「事業者」という。）を公募により選定するため、必要な事項を定める。

2. 募集内容

（1）募集業種

飲食物を提供する事業者

（2）募集店舗数

1店舗

（3）店舗面積

専有部分 82.17㎡（うち厨房室22.35㎡）

※共用部分（町民プラザ）については、宇多津町産業資料館の指定管理者と協議のうえ指定管理者が認めた部分に限り、使用することができる。

（4）使用許可期間

営業開始日から5年間

※開始時期については、運営事業者決定後に町と協議のうえ決定する。

3. 公園及び施設全体の概要

所在地	香川県綾歌郡宇多津町浜一番丁4番地
公園名称	宇多津臨海公園（道の駅 恋人の聖地 うたづ臨海公園）
施設名称	宇多津町産業資料館（うたづ海ホテル）
設置者	宇多津町
管理運営者	宇多津臨海公園エリア運営共同事業体
うたづ海ホテル面積	737.27㎡
駐車台数	54台（公園利用者と共用、飲食店専用としては使用できない）
公園内の主な施設等	宇多津町産業資料館 宇多津入浜式復元塩田 遊具広場・芝生広場 四国水族館

4. 応募資格

下記の条件をすべて満たす事業者が応募できるものとする

- （1）宇多津町や宇多津町産業資料館の指定管理者、四国水族館と連携、協力することができ、地域住民から愛される店づくりを目指していること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しないこと。
- （3）過去3年間に於いて、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく行政処分を受けていないこと。
- （4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- （5）公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- （6）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- （7）公租公課の滞納がないこと。

(8) 食中毒の事故の場合、事業者の責任において即対応ができ、かつ相応の保証能力があること。

5. 応募について

(1) 応募に必要な書類一覧

番号	提出書類	内容
1	参加申込書（様式第1号）	本申込書に印鑑証明書（法人）又は印鑑登録証明書（個人）と同一の印を押印すること。
2	企業等概要及び業務実績（様式第2号）	① 様式に沿って作成すること。 ② 企業パンフレット等がある場合は添付すること。（A4サイズに統一する。）
3	企画提案書（様式第3号）	① 様式に沿って作成すること。 ② 企画提案書は1者につき1提案とする。
4	誓約書（様式第4号）	
5	商業・法人登記簿本又は登記事項証明書（全部事項証明書）（法人の場合） 住民票（個人の場合）	提出日の3か月以内に発行されたもの。
6	印鑑証明書（法人の場合） 印鑑登録証明書（個人の場合）	提出日の3か月以内に発行されたもの。
7	決算書又は有価証券報告書	直近3か年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等。
8	定款（法人のみ）	最新のもの。
9	納税証明書	下記参照

納税証明書（参加申込者所在地区分ごとの必要書類）

所在地区分		税区分		法人	個人
	県外	国税	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	国税に未納がない証明（納税証明書その3の3）	国税に未納がない証明（納税証明書その3の2）
	町外かつ県内	県税	法人事業税 個人事業税	県税に未納がない証明	県税に未納がない証明
	町内	町税	法人町民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税	町税に滞納がない証明	町税に滞納がない証明

(2) 提出について

① 提出期間

令和8年7月21日（火）から8月31日（月）午後5時まで（必着）

② 提出場所

宇多津町役場2階 まちづくり課

③ 提出方法

持参または郵送とする。

(3) 提出書類の取り扱い

① 企画提案書及び提出書類（以下「企画提案書等」という。）の提出期限終了後は、企画書等に記載された内容の変更は認められない。

② 提出された全ての企画提案書等は返却しない。

③ 提出された企画提案書等は、選定に必要な範囲において複製を作成することがある。

④ 提出された全ての企画提案書等は本事業者の選定以外には使用しない。

6. 質疑書の提出

本案件に関する質問は全て質疑書（様式第5号）によることとする。質問がある場合には次の通り質疑書を提出すること。

- ① 提出期限 令和8年8月14日（金）
- ② 提出方法 FAXにより提出すること。
送付先FAX番号：0877-49-0515（宇多津町まちづくり課宛）
- ③ 提出様式 質疑書（様式第5号）により提出すること。
- ④ 回答方法 全ての質問と回答を取りまとめて、令和8年8月21日（金）までに町ホームページに掲載する。なお、質問内容によって事業者選定の公平性を保てない場合には回答しないことがある。

7. 現地の確認

応募に際し、施設の現地確認を希望する者は、事前に宇多津町まちづくり課へ連絡し、町との日程調整を経て、現地確認を行うことができる。

8. 事業者の選定

（1）選定方法

「宇多津町産業資料館（うたづ海ホテル）内における飲食店の運営事業者選定会議」において、応募者の企画提案書及びプレゼンテーション内容について、次の評価項目に基づき審査を行い、事業者及び次点者を選定する。

評価項目			配点	
信頼性	経営の健全性	取引先との支払いはもとより、営業を続けていくための負担について、トラブルが生じないよう、一定の財務内容や資本調達の裏づけを有しているか。	15	30
	経験及び実績	経営者、スタッフが業界において経験を有し、マネジメント技術、衛生や接客などに精通した管理者がいるか。	15	
事業性	コンセプト	道の駅の目的とする事業に適合する業態やサービスの提供であるか。	10	50
	商品開発力	地場産の食材を生かしたメニューの提供や宇多津らしい商品、公園利用者へのテイクアウト商品等を開発できるか。	10	
	水族館との関連性	四国水族館と関連付けた工夫をし、宇多津臨海公園全体を魅力あるものにできるか。	10	
	町への波及効果	営業活動や雇用において、宇多津町内に経済的な波及効果が期待できるか。	10	
	アピールポイント	応募者ならではの特徴ある取組や他の応募者と比較して優位な点はあるか。	10	
計画性	事業計画の妥当性	計画する売上げや収益性の実現性や妥当性があり、継続的な営業が見込まれるか。	20	20

（2）プレゼンテーション

- ① 実施日時 令和8年9月中のいずれか1日
- ② 実施場所 宇多津町の指定する場所
- ③ 内 容 プレゼンテーション（20分）、質疑応答（15分）
- ④ そ の 他
 - ・ 応募資格を満たさない事業者については、プレゼンテーション審査を行わない。
 - ・ プレゼンテーションで説明する者は、原則として企画提案書に記した担当者とする。

- ・ プレゼンテーションは、提出済みの企画提案書に加え、プレゼンテーション用ソフト（パワーポイント等）をスクリーンに掲示することができる。スクリーン及びHDMIケーブルは町が用意するが、PC等は応募者が持参すること。
- ・ 追加資料は配布できない。説明は企画提案書の内容を逸脱しないこととする。

9. 事業者選定の取消し

次のいずれかに該当する場合は事業者の選定を取消したうえ、改めて次点者を事業者とする。

- (1) 正当な理由なくして、指定された期日までに行政財産使用許可の手続きに応じなかったとき。
- (2) 指定された期日までに敷金及び保証金を納入しなかったとき。
- (3) 事業者を選定された者が、自ら辞退したとき。
- (4) 事業者を選定された後、応募資格がないことが判明したとき、又は応募資格を失ったとき。
- (5) その他宇多津町が事業者として不適当と認めたとき。

10. スケジュール

項目	スケジュール
募集開始	令和8年7月21日（火）
質問書の受付期間	令和8年7月21日（火）～令和8年8月14日（金）
質問書への回答	令和8年8月21日（金）まで
書類提出締切	令和8年8月31日（月）
プレゼンテーション審査	令和8年9月中のいずれか1日
事業者決定	令和8年9月～10月（予定）

11. 問い合わせ先

名 称：宇多津町まちづくり課

所在地：〒769-0292 綾歌郡宇多津町1881番地

電 話：0877-49-8009

F A X：0877-49-0515